

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も2.2%(軽減税率の場合は1.7%)に引き上げられました。

平成26年の消費税率の引上げからの地方消費税の増収分(社会保障財源化分)については、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当市の令和3年度における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 令和3年度交付額 1,305,364 千円

(歳出)

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途

(単位:千円)

事業名	経費※1	財源内訳					主な事業内容
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)*2	その他	
福祉医療費給付事業	529,513	203,993			175,345	150,175	
障がい者支援事業	1,912,355	1,017,535	478,077	4,486	222,066	190,191	
児童福祉総務費	1,690,909	1,060,018	216,855	20,070	212,213	181,753	・児童手当給付事業 ・児童扶養手当給付事業
老人福祉総務費	36,454	0	0	8,468	15,075	12,911	・入浴料金割引券交付事業 ・介護慰労金支給事業
生活保護総務費	608,537	498,487	3,000	0	57,663	49,387	・生活保護費給付事業 ・就労自立給付金事業
介護保険対策費	1,156,579	0	0	0	623,002	533,577	・介護保険特別会計繰出金
	5,934,348	2,780,033	697,932	33,024	1,305,364	1,117,995	

*1…引き上げ分に係る地方消費税交付金については、全て「社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費は除く)」に充てることとされているため、上記事業のうち扶助費のみ(介護保険特別会計繰出金は給付に関わる経費)を抽出した額を記載。

*2…地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当。